

令和2年度包括外部監査結果に係る措置の状況（令和4年8月31日現在）
 ≪措置実施≫

No 16

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

監査の結果

施設名 (5) 水と緑と詩のまち前橋文学館

項目 減免に関する規定の見直しについて

所管課：文化国際課

公表日：令和3年8月25日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 56 引き続き無料入館日における観覧料の減免を続けるのであれば、「水と緑と詩のまち前橋文学館使用料等減免基準取扱要領」の改定を検討すべきである。	水と緑と詩のまち前橋文学館使用料等減免基準取扱要領第2条第4項に規定の「その他、市長が減免する特別な理由があると認めるとき」の減免基準に対し、実績に基づく市の行事などの記載は流動的であり、要領への記載に馴染まないと考えるため、要領を改定する予定はない。 なお、令和3年七夕まつりはWeb開催のため減免していない。 減免日を設ける場合は、必要に応じて起案対応とし適切な運用を図る。

No 19

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

監査の結果

施設名 (6) アーツ前橋

項目 減免に関する規定の見直しについて

所管課：文化国際課

公表日：令和4年4月5日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 63 引き続き招待券や5周年記念割による観覧料の減免を続けるのであれば、「アーツ前橋の設置及び管理に関する条例施行規則における観覧料減免の適用範囲について（伺）」等の改定を検討すべきである。	周年記念割のような割引の実施は、歳入確保や来場者数確保のバランスを鑑み、今後安易な実施は行わない。観覧料金は、1500円以内で市長が定める額と条例で定めており、招待券持参者やメンバーシップ・サポーターについては、その扱いを展覧会実施起案で定めることとする。三大まつりなど展覧会会期中の無料開館日については、風水害やコロナウイルス等によりイベントが開催されないこともあることから、別途、伺いで定める。これらの検討から、伺いでの改定は行わない。

監査の結果

施設名 (6) アーツ前橋

項目 収蔵品の管理について

所管課：文化国際課

公表日：令和4年10月6日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
<p>報告書ページ 67</p> <p>旧前橋二中の特別教室棟では、収蔵庫とは異なり、温度や湿度管理が十分になされないことから、借用した作品は、早急にアーツ前橋内の収蔵庫で、学芸員の管理下で管理すべきである。また発生した原因の分析を行い、再発防止に向けての体制を整備する必要がある。</p>	<p>アーツ前橋作品紛失調査委員会から提出された「調査報告書」では作品の管理について以下の意見が指摘された。</p> <p>①適正な作品管理（保管場所、管理体制）：作品紛失原因は、館内に置くべき借用作品を、館外の廃校特別教室棟に保管し、その事実を館職員に十分に周知しなかったこと、旧二中の鍵借用簿がなかったため、何者かに作品が持ち出されても、その確認ができないことであった。</p> <p>②ガバナンスの強化（コンプライアンス意識、リスクマネジメント、指揮系統）</p> <p>「調査報告書」の提言及び「アーツ前橋の今後のあり方に関する提言」を受け、以下の内容を記載した作品管理マニュアルの整備、館職員の講習を行い、職員間の共有を図った。</p> <p>①収蔵（購入・寄贈）、寄託、借用、貸出、特別利用、権利管理、作品保管管理</p> <p>②服務規律、公務員倫理、コンプライアンス、接遇、情報リテラシー講習の実施（館職員向け）</p> <p>作品の管理については、原則アーツ前橋内の収蔵庫で管理することとしているが、アーツ前橋内の収蔵庫で保管できない場合には、温度や湿度管理のできる館外保管庫で管理している。現在の館外保管庫はアーツ前橋以外の作品も管理されていることから、今後アーツ前橋が占有利用できる別の建物への移転を予定している。なお、現在の館外保管庫については、所管課に鍵の借用簿を作成し、適切な管理を依頼するとともに、学芸員が定期的に保管状況を確認することとしている。</p> <p>また、作品担当の学芸員及び事務職員を配置し、管理職である副館長・館長による確認のもと、作品管理・事務手続きを進める体制を強化した。</p> <p>特に、作品管理については、館長を責任者として、特別館長（令和5年4月の任命に向け現在公募中）による専門的な指導・助言を受け、学芸員・事務職員が連携して取り組むとともに、課題が生じた場合には適時館内会議で見直し・改善を図る体制とする。</p>

No 24

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

監査の結果

施設名 (6) アーツ前橋

項目 個人番号の管理について

所管課：文化国際課

公表日：令和3年8月25日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 68 個人番号の取り扱いはマイナンバー法で詳しく定められており、市の職員は、市民に対し個人番号の取り扱いを指導する立場にある。その重要性を認識し、規則に基づいた管理をしなければならない。	前橋市個人番号関係事務取扱要領に基づき、個人番号提供書は取得・システム入力後、直ちに廃棄することを職員に対し周知徹底した。

No 50

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

監査の結果

施設名 (11) 館林場外（競輪）車券売場

項目 施設評価調書等の利用者の誤記について

所管課：公営事業課

公表日：令和3年8月25日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 111 各施設の評価を正しく行う観点から、正しい数値が記載されるよう確認されることが望まれる。	正しい数値が記載されているか、担当と副担当でダブルチェックする。

No 58

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

監査の結果

施設名 (14) 前橋テルサ

項目 減免に関する資料の保管について

所管課： 産業政策課

公表日： 令和3年8月25日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 129 減免申請に関する書類について、一定期間適切に保管することが望まれる。	本件を含め指定管理者が前橋テルサの業務で取り扱う書類については、行政情報として一定期間適切に保管されるべきであるため、指定管理者に対して管理を徹底するよう指導した。

No 77

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

監査の結果

施設名 (22) 六供清掃工場

項目 評価調書の金額誤りについて

所管課： 清掃施設課

公表日： 令和3年8月25日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 192 「施設評価調書」は、各施設の基本情報、建物情報、管理運営費情報、課題等に関する調査を集約したものであり、公共施設白書の基礎データとなるものであるから、評価調書の作成にあたり、収支金額に誤りが生じないような業務体制を構築すべきである。具体的には、入力者とは別の担当者がチェック（ダブルチェック）する仕組みを設けるべきである。	施設評価調書の作成にあたっては、誤りが生じないよう複数人によりチェックする。

No 79

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

監査の結果

施設名 (23) 荻窪清掃工場

項目 評価調書の金額誤りについて

所管課： 清掃施設課

公表日： 令和3年8月25日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 199 「施設評価調書」は、各施設の基本情報、建物情報、管理運営費情報、課題等に関する調査を集約したものであり、公共施設白書の基礎データとなるものであるから、評価調書の作成にあたり、収支金額に誤りが生じないような業務体制を構築すべきである。具体的には、入力者とは別の担当者がチェック（ダブルチェック）する仕組みを設けるべきである。	施設評価調書の作成にあたっては、誤りが生じないよう複数人によりチェックする。

No 82

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

監査の結果

施設名 (24) 富士見クリーンステーション

項目 評価調書の金額誤りについて

所管課： 清掃施設課

公表日： 令和3年8月25日

監査の結果（指摘事項）	措置（時期、内容、方法等）
報告書ページ 204 「施設評価調書」は、各施設の基本情報、建物情報、管理運営費情報、課題等に関する調査を集約したものであり、公共施設白書の基礎データとなるものであるから、評価調書の作成にあたり、収支金額に誤りが生じないような業務体制を構築すべきである。具体的には、入力者とは別の担当者がチェック（ダブルチェック）する仕組みを設けるべきである。	施設評価調書の作成にあたっては、誤りが生じないよう複数人によりチェックする。

令和2年度包括外部監査結果（意見）に係る措置の状況（令和4年8月31日現在）

No 1

区分 1 全般的事項・共通事項に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 1 全般的事項・共通事項に関する監査の結果及び意見

項目 (1)総合管理計画に基づく資産活用推進の進捗について

所管課：資産経営課

公表日：令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 21</p> <p>① 全庁的な資産活用推進についての早期の検討 今後、施設の維持・更新費用が増加すると見込まれる中で、全ての施設を現状のまま維持し続けることは困難であり、前橋市の政策としてどのような行政サービスを維持するか、という選択と集中を早急に検討することが必要である。個別具体的な活用の検討及び方向性の決定として、そのような観点から全庁的な検討を早期に行うべきである。</p> <p>② 定性的な指標の設定 検討が進まないのは、具体的な指標が明確になっていない点も要因の一つと思われる。とくに定性的な指標について明確となっていない。指標のみで方向性を決定することが望ましいわけではないが、判断材料としての具体的な指標を設定し、客観的にも説明可能な過程を踏まえながら、検討を進めていくことが望まれる。</p> <p>③ 資産利活用推進委員会のさらなる活用 個別具体的な活用の検討及び方向性の決定を行う部署については、一義的には市有資産のファシリティマネジメントを管轄する資産経営課が担当するものと思われるが、施設の配置状況等による評価は、より施設に精通した各施設の所管部署の協力も欠かせない。現存する全ての施設をそのまま維持し続けることは現実的ではなく、前橋市の政策として、どのような行政サービスを維持するかという選択と集中が必要であり、そのような観点から全庁的な検討も必要である。</p> <p>「前橋市公共施設等総合管理計画」で記載している資産利活用推進委員会は、副市長を委員長、財務部長を副委員長とし、関係部課長によって構成される全庁的な体制であることから、この委員会が主体となって、全庁横断的に個別具体的な活用の検討及び方向性の決定を実施していくことが望まれる。</p>	<p>① 全庁的な資産活用推進についての早期の検討 全市有施設を対象に作成した公共施設白書改訂版では、設置目的や事業内容を確認した上で、人員配置など、行政サービスの課題も含めて整理しており、その後の具体的な見直しとして、合併地区保健センターの用途廃止と跡地の活用・処分などを進めている。今後も、組織や人員配置、民間事業との重複等の観点から、行政サービスの選択と集中について、関係課と検討する。</p> <p>② 定性的な指標の設定 平成28年度から平成30年度までの行財政改革推進計画に「施設評価による方向性（継続、移転集約、統廃合）の整理」を位置づけ、施設ジャンル別に定量的・定性的な指標に基づく評価などを行う「施設評価」について検討してきた。しかし、性質の異なる施設の指標設定及び評価は実態と乖離するものも多く、市有施設全体としては、各施設の方向性や指標に基づく評価の公表には、さらに丁寧に個別の整理を行う必要があることや、これまでの成果を踏まえ、資産利活用推進委員会での審議を経た上で、「施設評価」から市民への情報提供に重点を置く「公共施設白書の改訂」の取組に替えることとした。したがって、現在は公共施設白書改訂版で課題のある施設の中から個別に行財政改革推進計画に位置づけることにより、行政サービスのあり方及び施設のあり方について関係課と検討を進めている。</p> <p>③ 資産利活用推進委員会のさらなる活用 資産利活用推進委員会では、個別課題のある施設について、進捗状況の報告や方針等の意思決定、長寿命化事業として実施している予防保全計画推進プログラム（保全工事の優先度判定と予算の連動を図る事業）における次年度予算の検討などを実施している。市有資産の有効活用に向けて、行政サービスのあり方も含め、所管部署や下部組織のワーキンググループと協力しながら幅広く議論しており、今後もファシリティマネジメントの各種検討や意思決定を行う機関として活用を進めていく。</p>

No 2

区分 1 全般的事項・共通事項に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 1 全般的事項・共通事項に関する監査の結果及び意見

項目 (2) 受益者負担割合の定期的な検討について

所管課： 財政課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 23</p> <p>① 施設全体の実際の受益者負担割合の把握と分析 当該施設全体から生じる現状の使用料と費用の関係を把握するため、前橋市としても施設全体の実際の受益者負担割合を算定することが必要と考える。その上で、対象施設で提供している行政サービスの性格に応じて、あるべき受益者負担割合を検討し、実際の受益者負担割合との差異分析を行うことが望まれる。</p> <p>② 受益者負担率の改善施策の検討 前橋市としてあるべき受益者負担割合を設定したのち、なお実際の受益者負担割合との差異がある場合は、その差異を埋めるための施策の検討が必要である。なお、具体的な施策の検討にあたっては、単に使用料の単価の見直しにとどまらず、稼働率向上による使用料の改善策の検討、支出の削減による改善策の検討、ひいては施設を維持するかどうかについての検討を含め、多面的に検討することが必要である。</p>	<p>① 施設全体の実際の受益者負担割合の把握と分析 施設全体における実際の受益者負担割合の算定については、複合施設など、貸館を主たる目的としない特殊なケースもあることから、他の自治体の事例研究等を行い、前橋市としての算定方法を検討する。その後、望ましい受益者負担割合の設定や、実際の受益者負担割合との差異分析について、検討する。</p> <p>② 受益者負担率の改善施策の検討 受益者負担割合の検討を進めるとともに、稼働率の向上や経費削減につながる具体的な方策について、施設所管課と協議・検討する。</p>

No 3

区分 1 全般的事項・共通事項に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 1 全般的事項・共通事項に関する監査の結果及び意見

項目 (3) 施設の効率的運用の検討について

所管課： 資産経営課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 24</p> <p>「前橋市公共施設等総合管理計画」の取り組み方策の中に「効率的な運営」として、管理コストの適正化を上げている。この一環として、電気設備や空調設備等について、現状維持した場合のランニングコストと、買い替えた場合における買替コストとランニングコストの合計とを比較し、どちらが有利であるか検討することが望まれる。</p>	<p>設備機器の管理コスト適正化には、設置機器の容量や使用状況の把握によるコスト削減の試算などが必要であるため、モデルとなる施設の課題検討も含め、情報集約を進めながら、コスト比較の手法など様々な視点から効率的な運営方法を検討する。</p>

No 4

区分 1 全般的事項・共通事項に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 1 全般的事項・共通事項に関する監査の結果及び意見

項目 (4) ネーミングライツのさらなる活用について

所管課： 財政課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 25 他市において導入している「市民提案型ネーミングライツ」を導入することを検討してはどうか。これは、ネーミングライツの募集に際し、市で対象施設をあらかじめ決めるのではなく、対象施設についても市民から提案を募集するという仕組みである。これにより、民間の知恵を活かした、市の施設の有効利用を行うことができる可能性がある。	「市民提案型ネーミングライツ」について、導入自治体の事例を研究する。 また、市民だけでなく、ネーミングライツを行いたい事業者から対象施設の提案を募集する仕組みを検討する。

No 5

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (1) 中央公民館

項目 使用料の見直しについて

所管課： 生涯学習課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 30 望ましい受益者負担割合に達していない状況であることから、使用料の見直しをすることをより慎重に検討すべきである。	使用料の見直しについては、受益者負担割合の設定と関係するため、望ましい受益者負担割合に係る財政課との協議に併せて検討する。

No 6

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (1) 中央公民館

項目 望ましい受益者負担割合について

所管課：生涯学習課

公表日：令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 31 前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。	望ましい受益者負担割合の設定については、財政課と協議の上、検討する。

No 7

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (2) 市民サービスセンター（公民館）

項目 使用料の見直しについて

所管課：生涯学習課

公表日：令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 37 使用料の見直しを検討する上では、まずは個々の公民館ごとに原価計算を行い、現状の使用料との比較検討を行うべきである。	使用料の見直しについては、受益者負担割合の設定と関係するため、望ましい受益者負担割合に係る財政課との協議に併せて検討する。

No 8

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (2) 市民サービスセンター (公民館)

項目 望ましい受益者負担割合について

所管課：生涯学習課

公表日：令和3年8月25日

意見 (改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 39 前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。特に営利を目的としない公民館の性質上、収入を大幅に増加させることは難しいと考えられるが、支出経費の削減を通じて受益者負担割合を増加させることについて検討すべきである。	望ましい受益者負担割合の設定については、財政課と協議の上、検討する。また、支出経費の削減については、施設管理者等と協議し、方策を検討する。

No 9

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (3) 前橋市民文化会館

項目 指定管理者選定の方法について

所管課：文化国際課

公表日：令和3年8月25日

意見 (改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 43 指定管理者を公募するかどうかについて、まず議論を尽くして検討すべきである。特に過去の応募者が1者であったことについては、その原因の分析を行い、多くの事業者が応募できるような仕組みを検討することが望まれる。	平成22年度に、指定管理者の公募を行い、事前説明会には、現指定管理者を含め5者（ほとんどが施設管理会社）の参加があったが、最終的に指定管理者への申し込みは1者であった。市民文化会館では施設管理はもちろんのこと、舞台機構等の操作管理も必要とされる業務であるため、施設管理会社では運営が困難だったのではないかとと思われる。また、平成22年度時点で、開館から29年経過しており舞台機構の耐用年数15年をすでに超えている等老朽化の点も懸念されたのではないかと考えられる。 次期事業者募集に向けては、改修工事のプランを明確にし、安心して管理を行えるようにしておく必要があると考える。そのためには次回の指定管理者選定を非公募にし、3年間を準備期間として次期公募に備える。

No 10

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (3) 前橋市民文化会館

項目 利用料金制導入の検討について

所管課：文化国際課

公表日：令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 44</p> <p>現状、非公募で指定管理者を選定しており、なおかつ利用料金制も採用していないことから、指定管理者の創意工夫を促すためにも、一部利用料金制の導入を検討することが望ましい。</p>	<p>コロナの影響でキャンセルや変更があり利用者数が安定していない状況がある。利用料金制についてはサービスの向上に繋がると思われるので、状況が落ち着いた後、一部利用料金制の導入について検討する。</p>

No 11

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (3) 前橋市民文化会館

項目 望ましい受益者負担割合について

所管課：文化国際課

公表日：令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 45</p> <p>前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。たとえば施設利用に伴う冷暖房料などのコストを、使用料のほかに別途実費精算分として徴取することも一つの方法と考える。</p> <p>なお、市民文化会館は建築から40年近く経過しようとしており、2017年に大規模な耐震工事を実施しているものの、今後も照明工事など大規模な修繕が必要な設備が多いと聞いている。なお類似施設である群馬県の群馬県民会館については、築50年を迎え、2020年夏から2022年にかけて大規模修繕を実施予定であったが、この計画は見送りとなり、監査時点においては、県により今後の施設のあり方について検討がなされている状況である。</p> <p>大規模修繕に係る支出は、臨時経費として受益者負担割合の計算からは除外しているが、将来発生する大規模修繕を考慮すると、さらなる受益者負担割合を確保していくことも検討しなければならない。</p> <p>「全般的事項・共通事項」にて記載した通り、まずは前橋市の政策として維持すべき施設であるかを検討し、維持するとの方針に至った場合は、使用料の値上げ、管理経費の抜本的見直しを検討する必要がある。</p>	<p>前橋市民文化会館はあらゆるジャンルの公演を行うことができ、海外から招いた世界レベルのクラシックやバレエも鑑賞することができる。そのような機会を市民に提供できる貴重な施設であり、更に音響設備の良さを求めて、県外からの利用希望者もいるほどである。よって市民に一流の芸術文化を提供できる場であり、県外からの利用者が増えることにより本市の観光業とも繋がると考えられ、引き続き維持することが望ましいと考える。</p> <p>使用料の値上げ、実費徴収については慎重に検討していきたい。使用料については老朽化が進んでいく一方で、値上げをすることは難しい状況である。改修工事により、利用者に目に見える形で施設がグレードアップしたタイミングで検討する。</p> <p>望ましい受益者負担割合の設定については、財政課と協議の上、検討する。</p>

No 12

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (3) 前橋市民文化会館

項目 稼働日数の向上について

所管課：文化国際課

公表日：令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 45</p> <p>定期点検等で開館できないやむを得ない事情はあるにしても、開館日数を増やせるように計画的な修繕を立案し、稼働率の向上に努めることが望まれる。</p>	<p>過去にもあったように施設の老朽化により突然機械が止まり、臨時休館にせざるを得ない状況になる可能性がある。特に舞台機構装置は耐用年数が15年のところを開館から38年経過しても一度も改修しておらず、利用者に支障をきたす可能性が高い。</p> <p>会館の大規模修繕については、改修に向け、文化庁の支援員の派遣支援を受けている。</p> <p>今後、突然の休館を避けるため早急に計画的な修繕を行ったのちに、安定した稼働日の確保及び日数の向上を目指す。</p>

No 13

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (4) 前橋市民文化会館大胡分館

項目 望ましい受益者負担割合について

所管課：文化国際課

公表日：令和4年4月5日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 51</p> <p>前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。特に大胡分館については市民文化会館と比較しても5分の1程度と低い状況にあり、前橋市として施設を維持する必要性についても検討する必要があると考える。</p>	<p>大胡分館については、地域に芸術文化に触れる機会を提供できる文化施設として維持を考えている。しかし施設利用率が低いこと等から、施設の開館時間や利用形態等の運営内容について検討に着手した。</p> <p>望ましい受益者負担割合の設定については、財政課と協議の上、検討する。</p>

No 14

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (4) 前橋市民文化会館大胡分館

項目 稼働日数の向上について

所管課：文化国際課

公表日：令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 52 定期点検等で開館できないやむを得ない事情はあるにしても、開館日数を増やせるように計画的な修繕を立案し、稼働率の向上に努めることが望まれる。	本館同様、施設の老朽化により急に作動しなくなる機械が出てくる可能性がある。今後、計画的な修繕計画を立て、修繕を行ったのちに、安定した稼働日の確保及び日数の向上を目指す。

No 15

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (4) 前橋市民文化会館大胡分館

項目 大胡分館の存続について

所管課：文化国際課

公表日：令和4年4月5日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 52 大胡分館は利用率が低く、その一方で維持には引き続き一定の費用が必要となる。大胡分館は、合併前の旧大胡町に存在していたホールを維持しているものであり、ホールの規模から、前橋市民文化会館小ホール又は粕川公民館大ホールで代用可能であると考えられる。前橋市として、大胡分館を維持し続けるのかという点について早急に検討することが望ましい。	大胡分館については、公民館ホールよりも充実した客席数及び舞台機構装置が設置してあるため、地域にある唯一の文化施設として維持を考えている。しかし本館同様施設の老朽化が進み修繕費等の支出が増えていく一方で、施設のメインとなるホール利用率は低い状況にある。施設の維持管理費削減のため、施設の運営内容について検討に着手した。

No 17

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (5) 水と緑と詩のまち前橋文学館

項目 望ましい受益者負担割合について

所管課：文化国際課

公表日：令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 58</p> <p>指定管理者制度を採用していた平成28年度の受益者負担割合は、1.9%とかなり低い水準であったものの、直営となった平成29年度以降は3.6%、4.7%と改善している。これは収入の改善によるもの大きいと分析する。また有人警備から無人警備に変更するなど、経費削減にも努めている。とはいえ、依然として望ましい受益者負担割合との乖離は大きい。前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、来館者数の増加、使用料の金額や内容を検討する必要がある。</p> <p>また収入の改善はあるものの、減免金額も増加している状況であることから、無料観覧日を設定することの意義についても定期的に検討していくべきと考える。</p>	<p>無料観覧日について、令和3年度の学芸員解説日の無料扱いを見直した。今後は3大祭りの日や県民の日など広く市民に還元できる日、企画展示の宣伝効果を高めるための初日・最終日の設定を行いたい。</p> <p>来館者増を促すためには、SNSや関係機関への積極的な情報発信の他、来館したい・取材したいと思わせる企画作りに挑んでいく。</p> <p>使用料については、部屋利用取扱要領を設け利用者への貸し出しルールを見直し周知した。今後の利用状況を見ながら適正な運用を図る。</p>

No 18

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (6) アーツ前橋

項目 来館者数のカウント方法について

所管課：文化国際課

公表日：令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 61</p> <p>複数施設の利用者のカウント方法は難しい面もあるが、少なくとも、カフェの利用者は他の種別の来館者と重複することが多いこと、カフェ独自の魅力で来館する事例があることから、来館者数からは除くことが望ましい。</p>	<p>複合施設のため、ギャラリー、ショップ、カフェ、アーカイブスペースの総和として来館者を把握してきた。一方で、今回の意見を受け近隣美術館の例をヒアリングしてみるとカフェは除いた来館者数としていることがわかった。複合施設としてアーツ前橋の建物来館者から一律に除くべきか難しい部分があるが、延べ来館者数と純粋な展示室入館者を分けて公表することで、来館者の発表方法を変更する。</p>

No 20

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (6) アーツ前橋

項目 使用料の減免割合が多額であることとその効果分析について

所管課：文化国際課

公表日：令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 64 減免は、公の施設としてやむを得ないもの、一定の効果を期待できるもののみとし、少なくとも、使用料収入よりも少ない金額とすべきである。また減免を実施した場合には、その効果についても検討し、今後の収入確保につなげる必要がある。	開館5周年に向けては、入館者数10万人を超えることを優先目標とし、減免を含め来館者増加の取組を行っていたところである。こうした中、5周年記念割については、魅力的な展覧会に対して実施したため、平成30年度は入場料収入の7.3倍の減免をする結果となった。 今後は、招待券の配布枚数の精査を行うとともに、安易な割引デーを設けず（特に全額減免）、割引による集客効果・拡散効果と歳入のバランスをしっかりと検討する。

No 21

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (6) アーツ前橋

項目 ネーミングライツ導入の検討について

所管課：文化国際課

公表日：令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 65 美術館にネーミングライツを導入した事例もあること、アーツ前橋は財政的にひっ迫していることから、ネーミングライツを含めた歳入確保の手法を検討すべきである。	アーツ前橋の財政状況については指摘のとおりである。しかしながら来館者数から算定されるネーミングライツ使用料徴収のメリットと名称が変わることによるデメリット（「アーツ前橋」としての名称が定着し始めた段階）のバランス、美術館のイメージにあったネーミングライツ企業とのマッチングなど、導入に向けた課題があると考えている。ネーミングライツを導入した公立美術館では議会や市民から批判を受けている例もある。一方、歳入確保はアーツ前橋が抱える大きな課題であるため、魅力的な展覧会実施による入館料確保、補助金・助成金確保、協賛企業、メンバーシップ法人会員の確保など、複数の財源確保をあわせ、ネーミングライツの是非について検討する。

No 22

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (6) アーツ前橋

項目 経費削減の検討について

所管課：文化国際課

公表日：令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 66</p> <p>1つ1つの経費を再度見直し、施設全体としてさらなるコスト削減に努めるべきである。</p>	<p>有人警備員については現状も1名体制のためこれ以上の削減は行えない。また受付は2名で行っているが、現金收受業務があるため、着服等危機管理体制からこれ以上の人数削減は行えない（ただし、入館料無料の展覧会の際は、受付人数の削減を実施済）。</p> <p>また館内で作品を傷つける暴漢等有事が発生した場合、別の建物業務に追われ警備員が現地に到着できないのでは有人警備の意味がなく、元気21との共用警備は難しいと考えられる。</p> <p>さらに会場設営は、美術品を扱うため専門業者が行わなくてはならず、高所作業中の負傷など、アーツ前橋の職員が行うのには適さないが、年間展示回数の見直し等の工夫は考えられる。</p> <p>令和3年度以降においては、LED照明導入による電力量削減や、研究紀要の発行間隔の見直し（2年に一度から3年に一度）、図録等制作の総合評価落札方式の導入など、作品収蔵管理・展示・施設管理・職員事故の防止に十分配慮しながら、今後も経費の見直し、コスト削減の視点を持っていきたい。</p>

No 25

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (6) アーツ前橋

項目 望ましい受益者負担割合について

所管課：文化国際課

公表日：令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 69</p> <p>開館から年数が浅いため、減価償却費の負担はやむを得ないが、もっと収入確保及び費用の削減に努める必要がある。アーツ前橋の活動に興味を持っている人が限られていることから、もっと多くの市民が入場料を支払っても参加したいような企画を作成・立案し、収入確保を目指すことが不可欠である。</p>	<p>美術館は、市民が芸術文化に触れる機会の創出、教育普及・情操教育など、採算・費用面だけでその効果を図ることはできないが、その一方で毎年多額の赤字を生み続けるようであれば、安定した運営が行えないのも実際問題である。</p> <p>今後公立美術館としてふさわしいテーマかつ入場料収入が期待できる魅力ある企画を立案し、アーツ前橋が行う展覧会や事業について市民理解を得ながら広報活動も行い、来館者を増やしながら歳入確保に努める。</p>

No 26

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (6) アーツ前橋

項目 一般市民のニーズ把握について

所管課：文化国際課

公表日：令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 69</p> <p>一般市民に対して、アーツ前橋に興味関心を持っているか、どうしたら興味関心を持つか等についてアンケート調査を実施し、一般市民の意見を取り入れた施設運営を検討することが望ましい。</p>	<p>アーツ前橋が行うアンケート（来館者アンケート、WEB、SNS等）や、市が行う市民アンケート項目に設問を加えるなど、一般市民が興味関心を持つ企画内容等について意見を収集する場を検討する。</p>

No 27

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (7) 図書館本館

項目 蔵書の保管状況について

所管課：図書館

公表日：令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 71</p> <p>雨漏りを完全に防止することは膨大な費用が掛かり、修繕等を行うことは現実的でないとの説明を受けたが、一方で図書館の重要な資産である書籍が、汚損される可能性のある状況で保管され続けることは適切ではない。他の施設での保管を検討するなど、代替案を検討すべきである。</p>	<p>図書館本館は、老朽化により度々漏水被害に見舞われているが、その都度対処できるものは対処している。しかしながら、地下2階書庫の漏水については、根本的な解決策が見出せず、対応に苦慮している。</p> <p>現在、教育施設課と協議・検討を重ね、新たな漏水対策として、書庫階上の地下1階駐輪場において、水と反応し凝固する薬剤の注入工法を提案され、梅雨時期に実施することが適当であるとの説明があったことから、施工を依頼した。</p> <p>また、総合教育プラザの主に視聴覚資料等を漏水被害の無い3階視聴覚室等で保管する代わりに、総合教育プラザ2階視聴覚ライブラリーを一時的な書籍の保管場所として利用させてもらうよう協議を開始した。</p>

No 28

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (7) 図書館本館

項目 ネーミングライツの導入の検討について

所管課： 図書館

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 72</p> <p>すでにネーミングライツを導入した他市事例を検討し、前橋市においても図書館に対するネーミングライツを導入できるか検討すべきである。</p>	<p>他市の状況を調べてみたが、一部ではネーミングライツを導入しているところがあるものの、まだ少数であること、スポーツ文化施設のような集客を目的とした施設と異なり、図書館は社会教育施設であり、学習の場であること、図書館は専門性を持って調査研究を支援する知的サービス機関であること、このような観点から、ネーミングライツのイメージが多様な学習活動に影響することがないようにする必要がある。</p> <p>また、雑誌スポンサー制度を導入し、企業等からの寄贈も受け入れているため、図書館名に企業名を入れた場合、辞退・撤去の懸念があることから、ネーミングライツ導入ではない民間資金の活用を検討する。</p>

No 29

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (8) こども図書館

項目 ネーミングライツの導入の検討について

所管課： 図書館

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 76</p> <p>すでにネーミングライツを導入した他市事例を検討し、前橋市においても図書館に対するネーミングライツを導入できるか検討すべきである。</p>	<p>他市の状況を調べてみたが、一部ではネーミングライツを導入しているところがあるものの、まだ少数であること、スポーツ文化施設のような集客を目的とした施設と異なり、図書館は社会教育施設であり、学習の場であること、図書館は専門性を持って調査研究を支援する知的サービス機関であること、このような観点から、ネーミングライツのイメージが多様な学習活動に影響することがないようにする必要がある。</p> <p>また、雑誌スポンサー制度を導入し、企業等からの寄贈も受け入れているため、図書館名に企業名を入れた場合、辞退・撤去の懸念があることから、ネーミングライツ導入ではない民間資金の活用を検討する。</p>

No 30

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (9) 市民プールほか/① プール全般について

項目 使用料の設定根拠と定期的な見直しについて

所管課： スポーツ課

公表日： 令和4年4月5日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 78</p> <p>使用料の決定に際しては、従来の経緯も重要であるが、近隣市町村や群馬県、民間の使用料、小中学校の設置状況等を参酌したうえで決定すべきものと思われる。特に合併以前の使用料を継続して採用している場合は、合併以前の市町村が設定した使用料であり、前橋市が適切と思われる使用料に変更することを検討すべきである。</p>	<p>使用料については、近隣市町村の使用料などを確認し、同種同規模の施設について統一する方向でスポーツ推進審議会にて審議を行い、改正については、見直しに伴い一部増額となる施設もあることから、利用者に負担感を生じさせないよう、利便性向上につながる電子決済などの導入の目途ができれば、使用料改正を行う予定。</p>

No 31

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (9) 市民プールほか/① プール全般について

項目 指定管理者制度の導入方法について

所管課： スポーツ課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 79</p> <p>現状の23もの施設を一体として指定管理契約するのは、却って不合理的であると考え。23の施設については、業務の実施あるいは敷地が同じ等いくつかの施設にグルーピング等をして、そのグループごとに指定管理者を選定するのが有効と考える。そのことにより、多くの事業者が指定管理に参画することができ、施設のより効果的・効率的な運営が図れるのではないかと考える。</p>	<p>施設については、収益性の高い施設と低い施設があるが、同様の管理が必要である。そのため、施設を一括して管理することで柔軟な施設運営が図れると考える。</p> <p>しかしながら、グループ分け等による指定管理についても今後検討する。</p>

No 32

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (9) 市民プールほか/② 市民プール

項目 望ましい受益者負担割合について

所管課： スポーツ課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 83</p> <p>前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。特に市民プールについては、前橋市の施設として維持していく必要があるかどうかについても、早急に検討する必要があるのではないか。</p>	<p>市民プールについては、築30年以上経過し、設備等が老朽化しているため、利用料の値上げについては、施設の修繕と併せて考えていく必要がある。費用対効果を検証しながら、今後維持していく必要があるかどうか、あり方について検討し、望ましい受益者負担の割合については、財政課と協議の上、検討する。</p>

No 33

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (9) 市民プールほか/② 市民プール

項目 市民プールのさらなる活用について

所管課： スポーツ課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 84</p> <p>例えば、市民プールは、日本水泳連盟の公認プールであるという強みがあることから、これを積極的に活用していくことが必要と考える。しかしながら、前橋市内の小学校の水泳記録会は、平成28年までは市民プールで実施されていたものの、平成29年以降は群馬県営の敷島プールで実施されている。これは屋外施設である市民プールでは、参加者の熱中症等の危険があるためである、との説明を受けた。利用者を増加させていくためには、費用対効果も検討する必要があるが、市としてなんらかの対策を検討していくことが必要ではないか。また小学校の水泳記録会以外にも、様々なイベントでの活用が行われるよう、様々な施策を検討すべきである。</p>	<p>市民プールの50mプールは公認プールであるため、水泳協会に練習会等を働きかけていく。</p> <p>また、水泳以外の活用として、健康教室の開催の検討や映画撮影の利用もあるため、フィルムコミッションなどへ周知し、利用者増を図っていく。</p>

No 34

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (9) 市民プールほか/② 市民プール

項目 塩素タンクの修繕について

所管課： スポーツ課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 84 市民プールは、面積も広く市民が利用するプールであるから故障箇所があれば早めに修繕すべきである。特に塩素タンクは消毒剤のタンクであるから、優先的に修繕する必要がある。	市民プールの故障している塩素タンクについては、令和3年度のプール開場前に修繕した。

No 35

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (9) 市民プールほか/② 市民プール

項目 市民プールの継続について

所管課： スポーツ課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 84 市民プールの役割をあらためて考察し、受益者負担割合を増加させる施策（使用料の値上げ、利用率の向上）を検討しながらも、前橋市の施設として維持し続ける必要があるかどうかを検討すべきである。	市民プールについては、利用率が下がっているため、プールの開場状況や混雑状況をホームページで共有するなど、利用者が利用しやすい取り組みを行うなど利用率の向上のための施策を検討する。今後の維持については、費用対効果を検証し、存続の必要があるかどうか、あり方について検討する。

No 36

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (9) 市民プールほか/③ 大渡温水プール

項目 望ましい受益者負担割合について

所管課： スポーツ課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 87</p> <p>前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。</p> <p>大渡温水プールについては、群馬県等が実施する水泳大会の開催を積極的に受け入れており、また水泳教室をほぼ毎日開催するなど、利用者の増加について積極的に取り組んでいるとの説明を受けている。今後は、使用料の設定が近隣のプール料金と比較しても低い水準にあると思われるので、使用料の単価の見直しを検討する必要があるのではないかと考える。</p>	<p>大渡温水プールの使用料については、近隣自治体等のプール料金と比較し、望ましい受益者負担の割合について、財政課と協議の上、検討する。</p>

No 37

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (9) 市民プールほか/④ 六供温水プール

項目 前橋市民以外の利用者に対する使用料について

所管課： スポーツ課

公表日： 令和4年4月5日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 89</p> <p>例えば、使用料に前橋市民とそれ以外の体系を設定するなど、市民の利用をより促進する施策を検討することが必要であると考えます。</p>	<p>市内、市外料金設定については、スポーツ推進審議会にて審議を行い、使用料改正については、利用者の利便性向上に繋がる電子決済などの導入の目途ができれば、使用料改正を行う予定。</p>

No 38

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (9) 市民プールほか/④ 六供温水プール

項目 望ましい受益者負担割合について

所管課： スポーツ課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 90</p> <p>前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。特に六供温水プールについては、前橋市の施設として維持していく必要があるかどうかについても、早急に検討する必要もあるのではないかと考える。</p>	<p>六供温水プールについては、隣接の水質浄化センターの更新のため、令和6年度末までに解体予定である。</p> <p>なお、解体を行うことから、受益者負担については、財政課と協議の上、慎重に検討する。</p>

No 39

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (9) 市民プールほか/④ 六供温水プール

項目 六供温水プールの継続について

所管課： スポーツ課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 91</p> <p>今後の個別計画を策定するにあたっては、群馬県との協議を検討するほか、民間活力の活用や既存プールとの機能統合による整備コストの縮減や収支の改善を検討することが考えられる。例えば、群馬県との関係においては、群馬県が施設を建設しこれを前橋市が無償で借り受けることにすれば、建設に係る初期費用は群馬県が負担し、維持費用は前橋市が負担する、といった費用負担の分担ということも考えられる。</p> <p>いずれにせよ、従来のようなレジャータイプのプールは、前橋市だけで設置・運営していくのは財政面から非常に困難が伴うのではないかと考える。六供温水プールが果たしていた役割をあらためて考察し、上述の様な施策を検討するなかで、同種の施設を維持し続ける必要があるかどうかを慎重に検討すべきである。</p>	<p>六供温水プールについては、隣接の水質浄化センターの更新のため、令和6年度末までに解体予定である。</p> <p>今後、レジャープールの設置や群馬県の敷島水泳場建設への連携など、市有プールのあり方について検討する。</p>

No 40

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (9) 市民プールほか/⑤ 宮城プール

項目 移動式屋根の破損について

所管課： スポーツ課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 92 宮城プールのあり方について検討しながら、必要な対応を早急に検討すべきである。	宮城プールの開閉部分については、安全確認や建築物点検を実施し、安全性を確保して。破損部分の改修については、今後の市有プールのあり方の中で検討する。

No 41

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (9) 市民プールほか/⑤ 宮城プール

項目 望ましい受益者負担割合について

所管課： スポーツ課

公表日： 令和4年4月5日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 94 前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。特に宮城プールについては、そのあり方を検討し、どのように施設を維持していくのかを検討していく必要があるのではないかと考える。	宮城プールについては、中学生の利用が圧倒的に多いため、教育委員会への移管を関係課と協議に着手した。

No 42

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (9) 市民プールほか/⑤ 宮城プール

項目 宮城プールのあり方について

所管課： スポーツ課

公表日： 令和4年4月5日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 95 現在は、スポーツ施設として一般の利用者を対象として開館しているが、利用者の内訳は中学生の利用が圧倒的に多く、一般の利用者も近隣の人のみであることを考えると、スポーツ施設ではなくむしろ学校施設としての管理に変更していくことが望ましいのではないか。一般の利用者に対しては、その中で一部開放していく方がよいのではないかと考える。	宮城プールについては、中学生の利用が圧倒的に多いため、教育委員会への移管を関係課と協議に着手した。 一般利用については、関係課との協議の中で検討していく。

No 43

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (9) 市民プールほか/⑥ 前橋総合運動公園コミュニティプール

項目 移動式屋根の破損について

所管課： スポーツ課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 96 前橋総合運動公園コミュニティプールのあり方について検討しながら、必要な対応を検討することが望まれる。	移動式屋根の可動については、修繕を行うのか、あるいは、電球交換時において足場を設置し対応するか、利用者の安全性や経費等を考慮し、検討する。 また、利用率の向上を目指し、指定管理者と集客につながる事業の計画を、検討する。

No 44

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (9) 市民プールほか/⑥ 前橋総合運動公園コミュニティプール

項目 稼働していないろ過槽の存在について

所管課： スポーツ課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 97 当初計画時の設定が甘い結果、無駄な設備投資が行われてしまったことから、今後の計画にあたってはより綿密な計画が望まれる。	今後の施設整備については、無駄な設備投資が行われないう、慎重に計画を立て実施する。

No 45

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (9) 市民プールほか/⑥ 前橋総合運動公園コミュニティプール

項目 ネーミングライツの応募がないことの分析について

所管課： スポーツ課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 98 ネーミングライツへの応募がなかった原因をより深く分析することが望まれる。もし施設としての魅力がないということであれば、魅力ある施設づくりを検討し対策を行うことが望まれる。	ネーミングライツについては、ある程度の集客がないと募集がないため、集客増が図れるよう検討していく。 なお、本施設については、ネーミングライツスポンサーを再度募集したところ、令和3年度からのネーミングライツスポンサーが決定した。

No 46

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (9) 市民プールほか/⑥ 前橋総合運動公園コミュニティプール

項目 望ましい受益者負担割合について

所管課： スポーツ課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 99 前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。特にコミュニティプールについては、前橋市の施設として維持していく必要があるかどうかについても、早急に検討する必要もあるのではないかと。	コミュニティプールについては、築30年以上経過し、設備等が老朽化しているが室内プールの利用需要は高いと考える。今後長期修繕計画を立てながら、費用対効果を検証し、前橋市の施設として必要があるかどうか、あり方についても検討し、受益者負担の割合について財政課と協議の上検討する。

No 47

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (10) グリーンドーム前橋

項目 施設評価調書等の使用料の数値について

所管課： 公営事業課

公表日： 令和4年4月5日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 104 各施設の評価を正しく行う観点から、各施設の収入等については、共通部分と固有部分に分けて把握し、固有部分については個別に集計した金額にて施設評価調書を作成すべきである。	令和3年度施設評価調書（令和2年度決算分）から施設毎に収支の集計を行い、共通部分と固有部分を明確化し、固有部分については個別に集計した金額にて作成を行った。

No 48

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (10) グリーンドーム前橋

項目 施設ごとの数値の把握について

所管課： 公営事業課

公表日： 令和4年4月5日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 106 施設評価調書は施設毎の評価検討を行う基礎資料であることから、可能な限り、個々の施設の収入および経費を記載するべきである。例えば各施設の収入や経費を共通部分と固有部分に分けて把握し、共通部分については面積按分等が許容されるものの、固有部分については個別に集計した金額にて施設評価調書を作成すべきである。	令和3年度施設評価調書（令和2年度決算分）から施設毎に収支の集計を行い、共通部分と固有部分を明確化し、固有部分については個別に集計した金額にて作成を行った。

No 49

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (10) グリーンドーム前橋

項目 利用者向上策の検討について

所管課： 公営事業課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 108 引き続きの利用者を確保するための施策の検討が望まれる。	施設のゾーニング（2FエリアをCoreStage、3FをLightstage、4FをFamilyStage）や6F招待席をグリーンドームラウンジ（特別観覧席）へリニューアルすることによりお客様満足度の向上を図る。新型コロナウイルス感染症の終息後には、各種イベントの誘致等の企業訪問を行い、利用者の確保を図る。

No 51

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (11) 館林場外 (競輪) 車券売場

項目 施設評価調書等の使用料の数値について

所管課： 公営事業課

公表日： 令和 4 年 4 月 5 日

意見 (改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 111 各施設の評価を正しく行う観点から、各施設の収入等については、共通部分と固有部分に分けて把握し、固有部分については個別に集計した金額にて施設評価調書を作成すべきである。	令和 3 年度施設評価調書 (令和 2 年度決算分) から施設毎に収支の集計を行い、共通部分と固有部分を明確化し、固有部分については個別に集計した金額にて作成を行った。

No 52

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (12) 競輪選手宿舎兼市民研修所

項目 施設評価調書等の使用料の数値について

所管課： 公営事業課

公表日： 令和 4 年 4 月 5 日

意見 (改善案)	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 115 各施設の評価を正しく行う観点から、各施設の収入等については、共通部分と固有部分に分けて把握し、固有部分については個別に集計した金額にて施設評価調書を作成すべきである。	令和 3 年度施設評価調書 (令和 2 年度決算分) から施設毎に収支の集計を行い、共通部分と固有部分を明確化し、固有部分については個別に集計した金額にて作成を行った。

No 53

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (12) 競輪選手宿舎兼市民研修所

項目 使用料の根拠条例の整備と金額の設定について

所管課： 公営事業課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 116 市民の利用に供している以上、使用料をその都度定めるのは好ましくなく、あらかじめ一定のルールを定めておくことが望まれる。	平成30年4月1日付けで、伺い定めにより、一泊（素泊まり）の宿泊料を定めている。 令和3年度の設備改修後に、ランニングコスト等の見直しを行い、宿泊費相当額を再検討し、使用料を見直す。

No 54

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (12) 競輪選手宿舎兼市民研修所

項目 市民研修施設としてのさらなる活用について

所管課： 公営事業課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 118 施設として100名以上の収容力を有しており、簡易宿泊所としての機能は十分に果たしうるため、使用料収入と研修所として稼働させた場合の経費等とのバランスを検討のうえ、施設の有効活用を図るべく検討することが望まれる。	競輪の開催日程は、半年ごとに全国調整により決定し、施設の清掃、リネン、給食やポイラー設備等の施設保守管理については、競輪民間委託事業者により競輪開催時のみの契約となっている。このことから一般の宿泊施設と同様に常時予約を受け付けることは不可能であるため、競輪開催日程決定後、競輪開催利用日以外については、市内で行われるスポーツイベント等で、100人程度の宿泊利用が見込まれる場合で、各団体において、清掃等の各種委託事業者と契約を締結し、施設内での事故等について責任が取れる団体には、貸出すよう検討する。（施設には、競輪開催時以外管理者不在のため）

No 55

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (13) 前橋プラザ元気21

項目 望ましい受益者負担割合について

所管課： にぎわい商業課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 122 前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。特に、賃料の見直し、にぎわいホールの稼働率向上を通じて、受益者負担割合の上昇を目指すことが望まれる。	今後も施設のPRに努め稼働率の向上を目指していくとともに、賃料の見直しに係る望ましい受益者負担割合の設定については、財政課と協議の上、検討する。

No 56

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (13) 前橋プラザ元気21

項目 賃料の定期的な見直しについて

所管課： にぎわい商業課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 123 適正な賃料をあらためて検討するとともに、値上げ交渉の可能性について検討すべきである。	次回契約更新の際には、市の財政状況や本施設の収支状況を鑑み、適切な賃料を計算したうえで、値上げ交渉も含めた検討をする。

No 57

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (13) 前橋プラザ元気21

項目 にぎわいホールの稼働率向上への取り組みについて

所管課： にぎわい商業課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 123 市民のニーズに合った新しい利用方法の提案と使用料の設定等を模索しておく必要がある。特に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活様式の変化により、イベント利用等の貸出以外の活用方法も検討する必要がある。 例えば、にぎわいホール部分を改装しテナント貸とするといった方法も検討するので、市民ニーズを把握し更なる有効活用を検討することが望まれる。	利用実態やニーズの把握を目的に、利用頻度、利用満足度、今後の取組等に関するアンケートを行い、イベント以外の新たな活用方法について模索していくとともに、より多くの方ににぎわいホールを利用してもらえるよう、引き続き施設のPRに努める。 なお、改装しテナント貸とすることをご提案もいただいたが、施設には国費が充てられており、改装により多額の交付金返還が見込まれるため、財政局とともに慎重に検討していきたい。

No 59

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (14) 前橋テルサ

項目 望ましい受益者負担割合について

所管課： 産業政策課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 130 前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。施設のあり方について検討していると聞いている。市の施設としてどのように維持するかどうかも含め、抜本的な検討が必要であると考えている。	経営の効率化を図るうえで望ましい受益者負担割合の設定や使用料の見直しも検討内容の一つであると考えている。これに加え、これまで実施してきた市民アンケート及び事業者アンケートの結果を踏まえつつ、中心市街地再開発事業の状況及びまちなかにおける新たな価値の創造を考慮しながら、施設のあり方や公募の可否に市場性の有無も含め、民間活力導入を検討する。

No 60

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (14) 前橋テルサ

項目 前橋テルサの今後のあり方について

所管課： 産業政策課

公表日： 令和4年4月5日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 131</p> <p>市民アンケートの結果を見る限り、本施設に対し、人が集まる拠点的な機能を期待しているように感じられる。市経費の軽減を図りながら既存施設及びサービス向上を図り維持するか、民営化に向けて舵を切るか、その複合型化など多種の選択があるが、いずれにしても本施設に対する市民の期待は高いと感じられる。各種アンケートやその他のニーズのくみ取り作業、若者を含めた市民、有識者等の意見も取り入れ、今後のあり方について不断の検討が望まれる。</p>	<p>これまでに取り組んだ市民アンケートや事業者アンケート、事業者に対する深掘調査の結果等を踏まえて庁内で検討を行った結果、中心市街地のさらなる活性化に資するため、また、本市の財政的負担及び事務的負担の縮減を図るためには、民間活力を導入することが有効と判断されたことから、一棟一括賃貸又は売却の手法で事業提案型公募を実施する。</p> <p>令和4年4月に公募要項公表、7月に書類審査、8月にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施して優先交渉権者を決定し、令和5年4月に一棟一括賃貸に伴う貸付開始又は売却に伴う引渡しを行う。</p>

No 61

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (15) 市立保育所

項目 施設の老朽化と定期修繕計画について

所管課： 子育て施設課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 139</p> <p>市有建物のRC構造の目標使用年数は65年とされている。建物を継続利用する場合、特に耐用年数を超えて利用する場合、定期大修繕は安全上必須である。保育所の大修繕は、予算、一時移設なども含め短期的に計画することは難しく長期的な計画を策定しなければならない。早急に全体の定期大修繕の計画を策定すべきである。</p>	<p>長期的な建物管理計画の策定は必要であるが、施設・設備の技術的な面だけでなく、保育所運営の今後の方向性から影響を受ける部分であるため、保育所のあり方検討を踏まえた計画が必要となる。資産管理等、関係課とも協議をしながら計画を策定する。</p>

No 62

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (15) 市立保育所

項目 電気設備・空調設備等の定期的な更新について

所管課： 子育て施設課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 149 昨今の省エネ家電の進歩は著しく月々の光熱費は大幅に削減できるケースも多い。そのため、経過年数が進行した設備であれば、買い替えた方がコスト面で有利となる場合がある。現状、電気設備や空調設備は故障するまで利用しているため、耐用年数間近の設備機器については、買い替えにおける将来のコスト比較を検討し、効率的な運用を図ることが望ましい。	設備更新には多額の費用が必要であるため、計画的な予防保全は難しく事後に対応せざるを得ない状況であるが、設備の更新にあたっては、将来におけるコスト比較、施設改修に合わせた施工など、さまざまな視点から効率的な実施を検討する。

No 63

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (15) 市立保育所

項目 保育所の今後の運営について

所管課： 子育て施設課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 150 園児数の減少に加え、各施設の経過年数は耐用年数に迫っている。従って、例えば今後10年、20年の各保育所の園児推移数、地域需要性の予測等を検討しつつ、具体的な長期計画を作成すべきである。	令和2年3月に作成した第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画の今後の保育ニーズ見込み量を基礎として、地域性も反映した中長期的な視点で需要を見込み、公立保育所としての役割も含めたあり方・計画を作成する。

No 64

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (16) こども発達支援センター

項目 適切な設備修繕について

所管課： 子育て支援課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 152 当施設の利用者(来所者数)は年間2,000人を超えている。施設の有効活用の観点から施設転用は適切であるが、事業目的及び利用状況を鑑みると設備的に不十分な点については適宜改修することが望ましい。特に照明器具については、保健センターはLED交換済みであるが、こども発達支援センターは未だに蛍光灯を利用しており、同一施設であるにも関わらず設備に差異が生じているなど、修繕が必要な箇所が散見される。 また同一建物内に設置されている保健センターと比較した場合、㎡当たりの保守修繕関連費用は大きく乖離しており、こども発達支援センターに係る費用は保健センターの約50%にとどまっている。 利用目的は異なるものの同一建物であることから、通常の経年劣化は同程度に進むと考えられ、よって修繕費についても同程度発生するのが自然と解される。必要な予算を確保し、施設を適切に維持していくことが望ましいと考える。	補正予算又は次年度予算等で施設改修費用を確保し、計画的に実施していくことで保健センターとの施設管理状態の乖離を解消し、適切な施設の維持管理に努める。

No 65

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (16) こども発達支援センター

項目 施設の予約方法について

所管課： 子育て支援課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 157 利用者の多くは仕事の都合等で1カ月単位での日程調整が必要となるケースもあるため、月単位で予約状況を開示、受付可能とすることでサービス向上、電話対応減少による事務負担減少も期待できる。 昨今はインターネット環境や携帯キャリアの拡充も進んでいることから、事業目的及び利用者サービスの向上を図るためにも、予約受付の仕組みを改善していくことが望ましい。	利用状態に見合う予約システム等の比較検討を行うとともに、システム及びネットワークの管理主管課でもある情報政策課とも連携し、導入に向け検討する。

No 66

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (17) 総合福祉会館

項目 指定管理者を非公募とした根拠について

所管課： 指導監査課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 162 当指定管理者制度の導入には検討不足な点が多く、制度導入自体必要だったのか疑念がある。 本来指定管理者制度を導入するのであれば、制度導入によるコスト比較検討が必須である。具体的には、直営のまま人員を増加した場合、必要な業務のみを業務委託した場合、指定管理者制度を採用した場合、それぞれ現状からどの程度コストが増加するのか、又は削減できるのかを検討した長期計画を作成し、比較する必要がある。コスト削減できる場合はその蓋然性の検討も必要である。以上を検討した上でどの案が最も適切か意思決定すべきである。	次期の指定管理については、令和4年度の1年間とした。令和3年度中に指定管理を継続する場合と直営に戻した場合の経費について比較検討する。指定管理継続による効果がない場合には、令和5年度から維持管理方法を変更する。

No 67

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (17) 総合福祉会館

項目 決裁の実効性確保について

所管課： 指導監査課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 164 決裁は行政管理体制の根幹を成す重要な内部統制手続きであり、客観的かつ批判的な検証が必要である。各課の決裁時における手続きが形骸化されることがないよう確認が求められる。	令和3年6月29日付け行政管理課長通知「合議における留意点について（通知）」にて、所属長あてに合議における留意点を周知し、確認を行った。

No 68

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (17) 総合福祉会館

項目 望ましい受益者負担割合について

所管課： 指導監査課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 165 前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。特に、利用率の改善を検討していくことが望まれる。また使用料についても、施設の耐用年数は65年を目標としており、現在の経過年数は17年であることから、今後定期的な定期修繕を含め将来の維持管理費用の見込み額を検討した上で、見直しを図ることが望まれる。	総合福祉会館は、第四コミュニティセンターとの合築であることから、第四コミュニティセンターとの負担の均衡を考慮するとともに、維持管理費用の見込み額等も踏まえた望ましい受益者負担割合の設定について、財政課と協議の上、検討する。

No 69

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (17) 総合福祉会館

項目 施設の稼働率改善について

所管課： 指導監査課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 165 稼働率の低い貸室については、原因を分析した上で今後の改善策を検討することが望ましい。また、稼働率に加え利用者の需要も検討した上で、適宜部屋の改装等も検討すべきである。	稼働率の低い貸室について、原因を分析するとともに改善策を検討する。 また、敷地内の旧第一体育館の解体が予定されているため、駐車スペースとしての活用を検討する。 上記をはじめ、会館全体の利用方法の見直しを進め、施設の特徴を十分にいかして、魅力度と利用率の向上を図る。

No 70

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (18) 前橋公園

項目 指定管理者制度の導入について

所管課： 公園管理事務所

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 171 抜本的な見直し求められる中、民間の考え方を導入する指定管理者制度を導入することも一つの改善方法ではないか。前橋市においても行財政改革推進計画の中で「大規模公園の公園管理業務における民間委託の拡大」を掲げていることから、指定管理者制度の導入を検討し、受益者負担割合の改善を図っていくことが望まれる。	行財政改革推進計画の取組の中で、指定管理者制度の導入もひとつの選択肢として含めながら、前橋公園等の大規模公園の効率的かつ効果的な管理手法について検討する。 有料公園施設の利用者や公園内で特定の行為を行うことについて許可を受けている者からは、公園条例に定める使用料を徴取しており、その使用料の額については4年サイクルの見直し作業において設定された金額であることから、適正な受益者負担となっていると考える。

No 71

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (18) 前橋公園

項目 望ましい受益者負担割合について

所管課： 公園管理事務所

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 172 前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。また抜本的な見直しのために、指定管理者制度の導入を検討することも必要であると考えられる。	有料公園施設の利用者や公園内で特定の行為を行うことについて許可を受けている者からは、公園条例に定める使用料を徴取しており、その使用料の額については4年サイクルの見直し作業において設定された金額であることから、適正な受益者負担となっていると考える。また、現在の支出については、公園とその施設の維持管理、公園利用者の安全や利便の確保のために必要不可欠な内容であると考えられる。 行財政改革推進計画の取組の中で、指定管理者制度の導入もひとつの選択肢として含めながら、前橋公園等の大規模公園の効率的かつ効果的な管理手法について検討する。

No 72

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (19) 敷島公園

項目 指定管理者制度の導入について

所管課： 公園管理事務所

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 176 抜本的な見直し求められる中、民間の考え方を導入する指定管理者制度を導入することも一つの改善方法ではないか。前橋市においても行財政改革推進計画の中で「大規模公園の公園管理業務における民間委託の拡大」を掲げていることから、指定管理者制度の導入を検討し、受益者負担割合の改善を図っていくことが望まれる。	行財政改革推進計画の取組の中で、指定管理者制度の導入もひとつの選択肢として含めながら、前橋公園等の大規模公園の効率的かつ効果的な管理手法について検討する。 有料公園施設の利用者や公園内で特定の行為を行うことについて許可を受けている者からは、公園条例に定める使用料を徴取しており、その使用料の額については4年サイクルの見直し作業において設定された金額であることから、適正な受益者負担となっていると考える。

No 73

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (19) 敷島公園

項目 望ましい受益者負担割合について

所管課： 公園管理事務所

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 177 前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。とくに有料施設については、使用料の見直しが求められる。また抜本的な見直しのために、指定管理者制度の導入を検討することも必要であると考えられる。	有料公園施設の利用者や公園内で特定の行為を行うことについて許可を受けている者からは、公園条例に定める使用料を徴取しており、その使用料の額については4年サイクルの見直し作業において設定された金額であることから、適正な受益者負担となっていると考える。また、現在の支出については、公園とその施設の維持管理、公園利用者の安全や利便の確保のために必要不可欠な内容であると考えられる。 行財政改革推進計画の取組の中で、指定管理者制度の導入もひとつの選択肢として含めながら、前橋公園等の大規模公園の効率的かつ効果的な管理手法について検討する。 なお現在、ボートについては、費用対効果の観点から営業日や営業時間を縮小して運営を行っている。

No 74

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (20) 嶺公園

項目 本施設の管理について

所管課： 公園管理事務所

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 179 適正な収支管理及び業務の効率化の観点から、嶺公園全体を一体として1つの課で担当するか、それが困難であれば、嶺公園を公園部分と墓地部分に区分し、公園部分は建設部公園管理事務所、墓地部分は建設部公園緑地課で担当するようにすることを検討することが望ましい。	嶺公園については、令和3年度からは園長が全体を総括し、副園長が墓地事務を総括する体制としたことから、事務執行において特段の支障は生じていない。しかしながら、職員の所属は全て公園管理事務所となっていることから、墓地の運営管理に係る職員を公園緑地課の所属とするなど、指揮系統がより明確となるよう努める。

No 75

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (21) 斎場

項目 使用料の設定根拠の文書化について

所管課： 市民課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 187 使用料の定期的な見直しをするなかで、設定当初と状況が変化した場合の見直しを検討しなければならない状況であるので、当初の設定根拠を記録しておくことは重要である。使用料の見直しのタイミングであらためて設定根拠を検討し、これを文書化しておくことが望まれる。	使用料見直しの際、設定根拠の検討結果を文書化し、対外的に説明できるようにしておく。

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (21) 斎場

項目 指定管理者制度の導入について

所管課： 市民課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 189</p> <p>指定管理者制度の意義は、公の施設に対する管理運営を適切に行い、施設の管理運営によって提供される住民サービスの質を向上させるとともに、合理的な運営努力を行うことでコスト削減も図ることが求められている。この意義が達成可能かどうかを十分に検討する必要があるが、今後、火葬許可業務をどうするかを含めて指定管理者制度導入も一つの選択肢として検討していくことが望まれる。</p> <p>また、高崎市では、指定管理者制度を導入しているため、懸案事項となっている火葬許可事務がどのように実施されているかを参考に指定管理者制度を検討する必要がある。</p>	<p>火葬許可業務は指定管理者や業務委託では行うことができないため、高崎市では閉庁日は市役所の当直職員が行っている。本市は当直業務を業務委託していることから、火葬許可業務を行うことができない。そのため、現状での対応が必要であることから、指定管理者制度の導入は考えていない。</p>

No 78

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (22) 六供清掃工場

項目 望ましい受益者負担割合について

所管課： 清掃施設課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 194</p> <p>前橋市においては、現状においても一定の場合において、ごみ処理手数料を徴収しており、六供清掃工場においては、望ましい受益者負担割合を上回る手数料を徴収していることから、直ちに一般廃棄物処理の有料化を導入すべきとまではいえないものの、有料化の必要性を慎重に検討すべきである。</p> <p>「一般廃棄物処理有料化の手引き 平成25年4月 環境省（以下、有料化の手引きという）。」では、国全体の施策方針として一般廃棄物処理の有料化を推進する理由が記載されている。</p> <p>また、「有料化の手引き[2. 有料化の目的 2-1.有料化の目的及び期待する効果]」によれば、一般廃棄物処理有料化の目的及び期待する効果も記載されている。</p> <p>ところで、「有料化の手引き[3. 有料化の仕組みづくり 【参考2】 有料化を実施している市の数]」には、『環境省「平成22年度一般廃棄物処理実態調査」によると、平成23年3月現在で、家庭系の可燃ごみの有料化を実施している市町村は、全市町村の約61%を占めている。』との記載があり、既に多くの市町村が可燃ごみの有料化を導入していることがわかる。以上を踏まえ、前橋市においては、一般廃棄物処理の有料化のメリット・デメリットを比較考慮し、市民の意向にも十分配慮した上で、有料化の導入の必要性について、長期的な視点から慎重に検討すべきである。</p>	<p>望ましい受益者負担割合の設定については、財政課と協議の上、検討する。</p> <p>また、一般廃棄物処理の有料化の必要性については、ごみの減量化及び資源化を進める中で自治体政策の視点も踏まえ、中長期的な観点から関係部署と連携しながら検討する。</p>

No 80

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (23) 荻窪清掃工場

項目 予定価格調書の根拠書類の保存について

所管課： 清掃施設課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 199</p> <p>予定価格が適切に算定されているのか事後検証することを容易にするために、積算根拠となる参考見積書を予定価格調書等の添付書類として保存することが望ましい。</p>	<p>契約確認チェックリストにより入札（見積合わせ）執行後に執行調書、入札書（見積書）、予定価格調書（調書の封筒）及び予定価格の算定根拠資料等を添付し、保存するよう係員に徹底を周知した。</p>

No 81

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (23) 荻窪清掃工場

項目 荻窪清掃工場の運転管理の外部委託の検討について

所管課： 清掃施設課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 200 運転管理委託化の検討に際しては、行政サービスのコスト削減という観点から、委託化による費用対効果分析を行うことにより、委託化による効果を客観的に検証すべきである。また、委託化することによる市の職員のノウハウの喪失等のデメリットやコロナ禍等の緊急時における適切な対応が可能かどうかという点も総合勘案した上で、長期的な視点から、運転管理を委託化するか否かを慎重に検討すべきである。	荻窪清掃工場の外部委託については、施設の安定稼働が重要であることから技術の伝承を踏まえた人員配置、委託業務の精査、委託によるコスト比較などを検討する。

No 83

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (24) 富士見クリーンステーション

項目 予定価格調書の根拠書類の保存について

所管課： 清掃施設課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 205 予定価格が適切に算定されているのか事後検証することを容易にするために、積算根拠となる参考見積書を予定価格調書等の添付書類として保存することが望ましい。	契約確認チェックリストにより入札（見積合わせ）執行後に執行調書、入札書（見積書）、予定価格調書（調書の封筒）及び予定価格の算定根拠資料等を添付し、保存するよう係員に徹底を周知した。

No 84

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (24) 富士見クリーンステーション

項目 確認チェックリスト（役務等業務委託契約手続）の活用の徹底について

所管課： 清掃施設課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 205</p> <p>「確認チェックリスト（役務等業務委託契約手続）」は、契約手続の不備を無くすために効果があると考えられることから、全ての確認事項について、起案者及び上席者ともに確認を徹底し、チェック漏れがないようにすべきである。</p>	<p>確認チェックリストの重要性を再認識し、チェック漏れがないよう係員に徹底を周知するとともに起案者及び上席者で確認を徹底する。</p>

No 85

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (25) 農業集落排水処理施設

項目 農業集落排水事業接続率の向上について

所管課： 農村整備課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
<p>報告書ページ 212</p> <p>現状、市では各地域、各戸に接続のお願い啓発チラシを配布する等の啓発活動をしているが、各地域について、接続率の具体的な目標値を設定すべきである。特に接続率の低い地域について、浄化槽を既存設置している住民に対して、設備更新のタイミングで確実に切り替えもらえるよう、農業集落排水処理施設に接続するメリットを積極的にアピールするなど、重点的な取り組みを実行し、目標値の達成に努めるべきである。</p>	<p>現在、前橋市においては少子高齢化が進んでおり、農業集落排水地域に関しても例外のない状況である。その中で継続して、各戸に接続のお願い啓発チラシを配布する等の啓発活動を行い更なる接続率向上に努める。</p> <p>前橋市の農業集落排水事業の接続率目標に関しては、上記継続事業と新規受益者の受入れを行い、類似団体平均以上となるように接続率（目標値：R12年までに4%増）の向上に努める。</p>

No 86

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (25) 農業集落排水処理施設

項目 公営企業会計の適用について

所管課： 農村整備課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 213 農業集落排水事業に地方公営企業法を適用し、財務について公営企業会計を適用することで、取引を複式簿記による発生主義により処理し、財政状態及び経営状況を的確に把握した上で、適切な施設使用料水準の設定及び事業の健全化に取り組むべきである。具体的には、公営企業会計を適用することにより作成される損益計算書上の費用（減価償却費を含む）を積算することにより、適切な原価を基礎とした客観的な施設使用料を算定し、現状の施設使用料の妥当性を検討すべきである。また、施設別の損益計算書を作成することで、施設ごとの損益状況を把握し、さらに他の市町村の同種施設の損益計算書と比較することで、施設ごとに事業の健全性を評価すべきである。	農業集落排水事業の地方公営企業法適用（全部適用）に向けて、総務省の通知を厳守し、関係各課と協議を重ねており、令和2年度に農業集落排水事業における地方公営企業法適用に係る方針決定、令和3年度に農業集落排水事業地方公営企業法適用プロジェクトチームの設置を行い前橋市水道局への統合を目指している。 今後は、地方公営企業法を適用し、貸借対照表、損益計算書を作成することにより、客観的な施設使用料の算定及び検証を行う。また、各施設の経営状況を的確に把握するとともに他の市町村の同種施設との比較を行い、健全な事業運営に努める。

No 87

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (25) 農業集落排水処理施設

項目 固定資産台帳が未整備であることについて

所管課： 農村整備課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 214 公営企業会計を適用するにあたり、システム構築までを含めた固定資産台帳の整備は不可欠であり、また地方公営企業法適用初年度開始前に公営企業会計適用を前提とした予算を編成する必要があることから、適用初年度の予算編成スケジュールを踏まえ、遅滞なく固定資産台帳の整備を完了すべきである。さらに、固定資産台帳の正確性が公営企業法適用後の決算書類の正確性に直結するため、固定資産の実地棚卸等を定期的実施するなど、各資産が適正な内容と評価に基づいて台帳登録されていることを検証する仕組みを設けることが望ましい。	公営企業法適用に当たる、財務会計システムの構築に関しては、現在、関係部課との調整を行っており、地方公営企業法適用までには完了する予定で業務を進めている。具体的には、令和2年度までに農業集落排水事業の固定資産台帳の整備（ソフト面）は完了しているため、今後構築されていないハード面の協議を重ね、公営企業法適用初年度の予算編成に反映できるよう、移行準備を進めている。 公営企業法適用後も、水道事業や下水道事業に倣い、固定資産台帳の正確性を保つよう努める。

No 88

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (25) 農業集落排水処理施設

項目 事業全体の方向性の検討について

所管課： 農村整備課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 216 現状、担当課において各施設の機能維持及び強化を図るため、施設ごとの個別的な計画は作成されているので、当該計画を基礎として、市として事業全体の方向性を検討し、全般的な事業計画を作成すべきである。具体的には、公営企業会計を適用し、施設ごとの損益状況を適切に把握した上で、事業全体としての健全性や持続可能性の観点から、採算性の低い施設については統廃合を検討するなど、抜本的な改善に資する計画を作成すべきである。	経済及び予算状況と優先順位を考慮した上で、現在策定されている、各施設の機能維持及び強化を図るための計画や、群馬県汚水処理計画及び群馬県広域化・共同化計画を前橋市の全体的な事業計画の基軸とし、今後、統廃合の再整理等具体的かつ抜本的な改善に資するよう努める。

No 89

区分 2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

意見

施設名 (25) 農業集落排水処理施設

項目 減価償却費を含めた受益者負担割合の算定について

所管課： 農村整備課

公表日： 令和3年8月25日

意見（改善案）	意見に対する市の考え方等
報告書ページ 217 農業集落排水事業に地方公営企業法を適用し、財務について公営企業会計を適用することにより、各処理施設の損益状況を適切に把握し、実態に即した受益者負担割合を算出した上で、望ましい受益者負担割合と比較することで、施設使用料水準の妥当性や事業の健全性を評価し、市として事業全体の方向性を検討すべきである。	農業集落排水事業に地方公営企業法の適用を行い、公営企業会計を適用することで、農業集落排水事業の損益状況を把握する。その上で、望ましい受益者負担割合の設定については、財政課と協議を進め、検討する。